

平成２７年川俣町議会第８回定例会会議録

平成２７年川俣町議会第８回定例会は、６月１０日川俣町役場議場に招集された。

１．出席議員は、次のとおりである。

１番 村上源吉君	２番 高橋道弘君	３番 高橋真一郎君
４番 鳴原利光君	５番 高橋道也君	６番 菅野清一君
７番 斎藤博美君	８番 菅野意美子君	９番 新関善三君
１０番 菅野正彦君	１１番 佐藤喜三郎君	１２番 五十嵐謙吉君
１３番 高野善兵衛君	１４番 石河清君	１５番 遠藤宗弘君
１６番 黒沢敏雄君		

２．欠席議員は、次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長 古川道郎君	副町長 伊藤智樹君
総務課長 佐藤広一君	企画財政課長 佐藤真寿夫君
町民税務課長 羽賀洋一君	会計管理者 高野誠市君
保健福祉課長 丹野雅直君	建設水道課長 斎藤和弘君
原子力災害対策課長 宮地勝志君	産業課長 寺島喜美夫君
教育委員長 佐藤捷善君	教育長 神田紀君
教育次長 佐藤修一君	生涯学習課長 増賀喜芳君
総務課長補佐 大内彰君	監査委員 斎藤庸夫君

４．職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記長 岡健一

５．会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

議案第６０号 川俣町生活拠点形成交付金基金条例の一部を改正する条例

（質疑・討論・採決）

議案第６１号 川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

（質疑・討論・採決）

議案第６２号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例

（質疑・討論・採決）

議案第６３号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(質疑・討論・採決)

議案第 64 号 平成 27 年度川俣町一般会計補正予算 (第 3 号)

(質疑・討論・採決)

議案第 65 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(質疑・討論・採決)

(追加日程)

発議第 4 号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書

発議第 5 号 憲法違反の安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書

発議第 6 号 マイナンバー制度に関する意見書

議報告第 3 号 議員研修会等の報告について

所管事務調査について

議員の派遣について

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は、１６人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後１時００分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を進める前に申し上げます。本日も気温が上がっておりますので、上着を脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２５条の規定により、議長において、２番議員 高橋道弘君、３番議員 高橋真一郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２，請願・陳情の審査結果について、これより常任委員長から報告を行います。

初めに、総務文教常任委員長、報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） １０番 菅野正彦です。陳情の審査結果を朗読をもって説明いたします。

本委員会に付託された陳情は、６月４日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
４	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書	採択	意見書提出

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第４号「「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第４号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 次に、産業建設常任委員長、報告願います。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（石河 清君） 産業建設常任会委員長 石河 清
請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、６月４日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
1 2	法定外道路の町道認定に関する請願書	採択	

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 継続審査となっていました請願第12号 法定外道路の町道認定に関する請願書を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって請願第12号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3，議案第60号「川俣町生活拠点形成交付金基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4，議案第61号「川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第5，議案第62号「川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第6，議案第63号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番の高橋です。税条例の改正なんですけど、今般は、案分率等、全部前年度並みというふうなことで提案になっているんですが、説明資料を見ますと、26年度の課税所得金額が16億、27年度が17億ということで、1億3,000万ほど課税所得が伸びているんですね。それで、見込み徴収率は逆に92.5から92に0.5下がってるんですよ。26年度の見込み決算だと9,000万ほど剰余金が出るというふうなことで、2,630万を充当して、残りをこの基金に積むんだというふうな中身でのご提案だったわけですが、92.5が92に下がらないで、92.5のままいくとすると、結構な保険料収入になるんですね。前年度並みに疾病給付費がかかるとすれば、9,000万から、そのくらいまだ残るんだと思うんですが、27年度の決算もですね、26年度同じく推移した場合ですよ。そういった中で、残りは基金に積むんだということなんですけども、お尋ねしたいのは、厚生労働省のほうで、国保の基金は保険給付費の3カ月分だったと思うんですけど、そのくらいは基金に積んどきなさいよというような話になってるわけですが、今現在、これで幾らに、26年度決算をして積むと、基金残高が幾らになって、今後ともこの厚生労働省の示している標準というか、目安の国保基金のほうに残高がなるように努力していくのかどうか、それをお尋ねしたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君）　ご質問に答弁申し上げます。

収納率の92.5%から92%へ、0.5%低く見た経過でございますが、過去の収納率の実績を考慮し、また、町民税務課とも協議いたしまして、平成23年の現年分の徴収率は92.82、平成24年が93.50、平成25年が92.80と、目標の92.5はクリアしていたところではございますが、今般、やはり収納の状況も厳しいという話がございまして、今般92.0%、金額では3億1,000万の0.5%ですので150万から160万ぐらいの違いとなるところではございますが、これは92%で甘えるというわけではありませんので、収納のほうには頑張ってください92.5以上を、収納のほうを頑張ってくださいということでございます。

基金につきましては、平成27年3月末現在で5,513万5,525円でございます。本町の国保特会の規模から申しますと2億7,000万ほどの基金があってもよいということになっておりまして、今後、繰越金が8,800万円ほど出る予定なのでございますが、9月の議会におきまして2,630万円を、今般、国保税の財源不足のところに充てさせていただきまして、残りの約6,100万につきましては、9月の定例会で基金に積み立てます。積み立てたことによりまして、5,500万に6,100万を足しまして、約1億1,000万ほどの基金残高となる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　そうしますと、国保会計については、平成30年度に、この全県一本の会計に移行するんだというふうに私はお聞きしてるんですけども、今後とも1億1,000万、あるいは、また残れば基金のほうに積み増していくんだという、課長の、多分答弁だろうなと思うんですけど、その30年度に全県一本に移行する際に、各市町村が持っている国保の基金については、どのような取り扱いの方針に、今、県のほうから示されているのか、お尋ねしたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君）　国保の県への広域化でございますが、この法律も、つい先日、5月の27日ですか、持続可能な国保運営の改正ということで、法律がやっと通ったところでございまして、その細かい各市町村が持っている基金につきましては、まだ、今のところ県のほうからは何の、どうするのかということについては、まだ話はない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　そうしますと、職員の退職金会計もそうだったんでありますけど、まあ、何というんだろうね、制度の悪用というわけではないんですけど、例えばこの予防医療なり、うちも職員が頑張った、私も徴収率を見たら、全県では徴収率は悪いほうではないんですね、国保ね、結構頑張っているほうなんですよね。数字的には低

いんですけど、全県から見れば、それは頑張っている数字が明確にあらわれているんですけど。そうすると、予防医療やって、一生懸命徴収率を上げて、それを基金に積んでいって、この健全財政を維持しましょうという努力をするのが、これ、当たり前の話なんですけど、まあ、自治体によってはね、自治体によってはですよ、ほんじゃ30年度に全県一本にいくんだから、もう、なら、簡単に言えば使っちゃまえみたいな、職員の退職金会計も悪くなったのは、そういう経緯があるわけですよ。歴史的に見ていくと、一部の町村で、どうせみんなして払うんだから、やめるときに特別昇給をして、いっぱい給料上げて退職金いっぱいぐれば職員も喜ぶからいいべと。あと足んねえところは県からもらえばいいというふうなやり方をして、一時物すごく悪化した経緯があるって、今、特別分担金の問題になっているんですけど、その辺の、これ、課長でなくて町長しか答弁できないと思うんですけど、その辺の首長の集まりではその辺はどんな、県の町村会の副会長もやっているわけだから、古川町長は。どんな議論してるんですか、基金の取り扱い。県の指示待ちだけではなくて、やっぱり頑張って一生懸命やってきた町村が報われるようなことにならないとまずいと思うんで、その辺は、全く、この首長の集まりでは議論してないんでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しの30年の県内一本化を目指した中での財政基盤の確立に向けての取り組みでありますけれども、今議員お質しのように、それぞれの市町村、基金がばらばらであります。今やっている3%持っているところから全く持っていないところもございますので、その都度一般会計から入れるとか、そういったことのばらつきがありますので、今お質しのように、一生懸命やって、その残っているところも一緒にしてしまうんだというようなこと、どうするかについては、まだ議論には至ってないんですけれども、ただ、これからそういったことに入ります。あるいは予防医療も含めて、統一的な予防医療を導入していくか等々もやっていきますので、今いただきました議論については、私もそれは十分反映していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7，議案第64号「平成27年度川俣町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1カ所だけお聞きしておきたいんですけども、先ほどの全員協議会で山木屋地区の集会所の修繕工事、修繕工事内容という一覧表をいただいたんですね。それで補正予算に828万1,000円ほどのってるんですけども、これ、何でこうなるんだか私よくわかんないんですけど、例えば山木屋地区の一般の家庭なりあるいは企業においては、帰ってもう1回住むんだ、あるいは事業を再開するんだということについては、何ていうんですかね、東電が賠償して、リニューアルも含めて上限額、この評価額に基づいて上限額を設けてやっているわけじゃないですか、今。この公共施設については、例えば、これ、みんなクリーニング撤廃と書かっているんですけど、この一覧表を見るとね。クリーニングって掃除のことなんだろうと思うんですが、例えば、放射能が一番くっついてるのは、ほとんど山木屋の集会所、トタン屋根が多いわけですね。除染はしたとはいえ、この除染をやった個人の家庭も含めてリニューアルの金は認められるわけじゃないですか、戻る場合は。だから、この集会所をもう1回使うんだとすれば、何で、この一般の個人の家みたいに、町としてこういうふうにして新しくというかりニューアルして、あるいはひどいのであればもう1回つくり直して地域のコミュニティーを保つためにやるんだということで請求できないのか、その仕組みはどういうことなんですかね、これ。余りにもこの公共施設というのは、何というんですか、この、ぶん投げられてて、もともと、これ、原子力災害は民事賠償だから民事賠償だって、こうやってきたわけでしょう。

だから、そういう考え方からいくと、これ、国の交付金をもらってやっているより、東電に賠償請求して、もうきれいに新しくするとか建て直すとかってしたほうが、私はいんじゃないかと思うんですけど、何でそういうふうにならないんでしょうか、これ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 質問にご答弁いたします。

これらの施設も、当然、東電の財物賠償の対象になります。各区長さんにお聞きしたところ、その賠償のほうは受けておられるということです。この事業のほうは、加えて福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業として復興庁のほうと話し合いをしながら、帰還をした場合に喫緊に利用できるために、この事業が認められたものでございます。国から町が委託を受けた形でこの修繕を行うものでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　すると、この1区から田代集会所まで損害賠償金額というのは幾らもらっているんですか。これ、町直営でねえからこういうふうになってるんだと思うんですけど。これ、あくまでも地域の集会所ですから、町は補助金を出しただけですよね、例えば300万だとか2分の1だとかって。だから、それはそれでこれはこれなんだという課長の今の答弁だと思うんですけど、じゃあ、これは、幾ら、これそれぞれ損害賠償になっとるんでしょうか、この1区から田代集会所まで。

それと、あと委託を受けてやるんだと言いましたね、今、国から。ということは、町が要求したのではなくて、国がこういうふうに直してくださいよと、地域の方々と話して、そういうふうに、逆に来てるということで解釈していいんですか。二つお聞きしておきます。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。

原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　質問にご答弁いたします。

各施設の賠償額については、町のほうでは把握してございません。それから、委託の関係ですね。これにつきまして、町のほうが発意をしまして、復興庁と協議をして、この福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業というものは、町が要求したものを国が認めて、国が委託金として町に払うと、そういう仕組みでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　そうしますと、確認しておきますが、この地区の集会所については、今後これでいいんだというふうに地域の住民の方々が納得するから、後はこの費用負担というのは出てこないんだというふうに解釈してよろしいんですね。後で町のほうにここも直さないといけないから、これは町さんでお願いしますとか、そういう話は一切出てこないんだということによろしいんですか、確認しておきますけど。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。

原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁いたします。

各施設とも区長様とお話をしております。これで一定の差し当たって使用する上での修繕は賄えるというふうにご理解いただいているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君）　ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第8, 議案第65号「平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) ここで暫時休議いたします。これから全員協議会を第4研修室で開催いたしますので、お集まりいただきたいと存じます。

(午後1時25分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 再開いたします。

(午後2時00分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議3件、議報告1件、その他2件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

したがって、発議3件、議報告1件、その他2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 追加議事日程を配付いたします。(追加議事日程配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 配付漏れなしと認めます。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 追加日程第1, 発議第4号「被災児童生徒就学支援等事業交付

金」による就学支援事業の継続を求める意見書」を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東日本大震災から4年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成27年度から「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われ、極めて有効な支援事業として機能しています。

現在も多くの子どもたちが福島県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいます。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多くいます。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいます。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学したりしている子どもも多くいます。

また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成28年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

よって、下記事項について地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

記

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成28年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。

平成27年6月10日

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財 務 大 臣	麻生 太郎 様
総 務 大 臣	高市 早苗 様
文部科学大臣	下村 博文 様
復 興 大 臣	竹下 亘 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第２，発議第５号「憲法違反の安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書」を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○１０番（菅野正彦君） １０番 菅野正彦です。

憲法違反の安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

太平洋戦争終結から７０年の節目を迎え、安倍内閣は国際平和支援法・平和安全法制整備法の拙速な成立を図ろうとしている。

昨年７月、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、平時から有事まであらゆる事態に対応するため、自衛隊の任務拡大を打ち出している。それを受け、今国会で、他国を武力で守る集団的自衛権の行使を可能にする武力攻撃事態法改正、自衛隊法改正、国際紛争に対処する他国軍を後方支援するため自衛隊を随時派遣できる恒久法国際平和支援法の新設、日本周辺に限らず米軍や他国軍の後方支援を可能とする周辺事態法改正など、新しい安全保障法制の整備を行おうとしている。このことは、国際紛争の場に自衛隊を派遣するということであり、国際紛争の解決に武力支援をするということである。この政府の安全保障法制に対する姿勢は、憲法９条第１項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」に逸脱している。

さらに、６月４日に開催された衆院憲法審査会の参考人質疑においても、参考人全員が「憲法違反」の認識を表明している。

国民の多くは、なぜこの時期に安全保障法制の見直しをしなければならないのか、大きな疑問を感じている。今、政府が行おうとしていることは、これまで歴代内閣が踏襲してきた安全保障体制を１８０度転換しようとするものである。立憲主義の日本において、憲法に定められた国の在りようを根本から変えようとするのであれば、憲

法改正の手続きを経なければならないことは明らかである。

本町議会は、憲法違反の安全保障体制の見直しを行わないことを強く求める。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月10日

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第3，発議第6号「マイナンバー制度に関する意見書」を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

マイナンバー制度に関する意見書

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

昨年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入され、本年10月から個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次、各行政機関において利用が開始される予定となっている。この制度は、国民一人ひとりに固有の番号を割り振るものであり、国や地方公共団体で分散管理されている年金や納税等の個人情報、相互に利用できる仕組みを構築することにより、行政手続の効率化や簡素化を図るとともに、国民の利便性の向上につなげることを目的としている。また、より正確な所得の把握が可能となることから、給付漏れや二重給付、税の不正還付など

が減少し、社会保障及び税の給付と負担の公平化が図られるなど、多くの効果が期待されている。

しかしながら、こうした効果が期待される一方で、この制度が個人のプライバシーと密接に関連するものであることから、日本年金機構の１２５万件の情報流出問題など個人情報の漏えいや目的外使用、更にはなりすまし等の犯罪被害のおそれが指摘されている。

また、安倍首相は、政府の産業競争力会議で、マイナンバー制度の利用範囲を、医療分野、パスポート取得や証券口座での納税手続きなどにも広げる方針を示した。これは、マイナンバー制度の乱用であり、国民のプライバシー侵害が危惧される。

よって、国においては、厳格なセキュリティ対策等を設けるなど国民のこうした不安や懸念を払拭されない限り、マイナンバー制度の導入を見送るよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年６月１０日

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財 務 大 臣	麻生 太郎 様
総 務 大 臣	高市 早苗 様
厚生労働大臣	塩崎 恭久 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第４，議報告第３号「議員研修会等の報告について」を報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 議会だより編集委員長。

遠藤宗弘君。

○議会だより編集委員長（遠藤宗弘君） 平成２７年度町村会広報研修会

このことについて、下記のとおり広報研修会に出席したので報告する。

平成27年6月10日

議会だより編集委員会委員長 遠藤宗弘

記

1. 目的 議会広報の編集、作成の研修
2. 場所 郡山市 ビッグパレットふくしま
3. 日時 平成27年5月20日（水）
4. 出席者 4名
5. 研修会の内容については下記に記載のとおりであります。

今後の議会だよりの発行をしていく上で大変参考になる研修会であったということを報告させていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第5，所管事務調査についてを議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま朗読のとおり、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長、厚生常任委員長、議会運営委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

お諮りいたします。

ただいま通知のとおり、実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、所管事務調査については、ただいま通知のとおり実施されるよう決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第6，「議員の派遣について」。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり参加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） これで本日の日程は終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期7日間にわたり慎重に審議いただき、まことにありがとうございました。心か

ら御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成２７年第８回川俣町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後２時２４分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 2 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 4 号 寄附採納報告
- 報告第 5 号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第 6 号 平成 26 年度川俣町継続費繰越しの報告について
- 報告第 7 号 平成 26 年度川俣町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 8 号 平成 26 年度川俣町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 議案第 58 号 羽田産業団地造成工事請負契約の一部変更について
- 議案第 59 号 西部工業団地造成工事請負契約の一部変更について
- 議案第 60 号 川俣町生活拠点形成交付金基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 61 号 川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 62 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第 63 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 64 号 平成 27 年度川俣町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 65 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 66 号 川俣町監査委員の選任について
- 議案第 67 号 川俣町情報公開審査会委員の任命について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 発議第 4 号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
- 発議第 5 号 憲法違反の安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書
- 発議第 6 号 マイナンバー制度に関する意見書
- 議報告第 3 号 議員研修会等の報告について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 高 橋 道 弘

同 署名議員 高 橋 真 一 郎